

# 通所介護料金表

令和3年4月1日改正

下記の表は一割の自己負担分です。(円)

所要時 介護度	① 3時間以上4時間 未満	② 4時間以上5時間 未満	③ 5時間以上6時 間未満	④ 6時間以上7時 間未満	⑤ 7時間以上8時 間未満	延長利用 (保険外サービス)
要介護1	368	386	567	581	655	(サービス提供時間を超えて 延長利用した場合)  500円/30分毎
要介護2	421	442	670	686	773	
要介護3	477	500	773	792	896	
要介護4	530	557	876	897	1018	
要介護5	585	614	979	1003	1142	

\* 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月末までの間、左記の基本報酬に0.1%上乘せされます。

\* 延長利用については、提供時間開始前も同様の扱いとする。

科学的介護推進体制加算	40/月	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他の心身の状況などに係る基本的な情報のデータ提出とフィードバック情報を、サービス提供や計画作成・見直し等に活用することで算定されます。
入浴介助加算(Ⅰ)	40	入浴を実施した場合、算定します。1割負担です。
入浴介助加算(Ⅱ)	55	医師等が利用者宅を訪問し、当該利用者の動作・浴室環境の評価を行う。訪問して把握した情報により個別の入浴計画を作成すること。計画に基づき居宅の状況に近い環境で入浴介助を行う。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	介護職員総数のうち、勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上である。
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (支給限度額管理の対象外)	所定単位数に7.1%を乗じた単位数	
食事費	510	昼食の実費料金です。西嶺の郷ショートステイに準じています。尚、令和3年8月より変更となる予定です。
認知症加算	60	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者が20%以上占め、且つ定められた職員数に加え常勤換算の介護職員等を2以上確保し、認知症実践者研修等を終了した者を1以上確保している場合に算定されます。(認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者が対象)1割負担です。
中重度者ケア体制加算	45	要介護3以上の利用者が30%以上占め、且つ定められた職員数に加え常勤換算の介護職員等を2以上確保し、1日の時間帯を通し専任の看護職員を1以上確保している場合に算定されます。1割負担です。
生活機能向上連携加算 (月に1回)	(Ⅰ)100	理学療法士等や医師からの助言を受ける体制を構築し、助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等すること。理学療法士等や医師はサービス提供の場またはICTを活用して利用者の状態を把握した上で助言を行うこと。
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	56	専従の機能訓練指導員を1名以上配置し、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問・ニーズの把握や情報収集を行い個別機能訓練計画を作成し、小集団または個別で直接機能訓練指導員が訓練を実施する。3か月に1度、進捗状況の評価・計画の見直し等を行う。
個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	85	上記(Ⅰ)の要件のうち、専従の機能訓練指導員はサービス提供時間帯を通じて配置する。
送迎減算	-47	ご自身で事業所へ通所する場合やご家族が送迎する場合など、何らかの理由により利用者に対して利用者の自宅と事業所との間の送迎を行わない場合に減算します。
栄養アセスメント加算	50	管理栄養士を1名以上配置。利用者ごとに管理栄養士ほか多職種が共同して栄養アセスメントを実施、当該利用者又はその家族に結果を説明し必要に応じ相談等に対応すること。利用者ごとの情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用し適切かつ有効に栄養管理を実施する。
口腔機能向上加算(Ⅰ)	150	言語聴覚士・歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置。利用者の口腔機能を把握し、多職種が共同して利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成すること。計画に従い口腔機能向上サービスを行っているとともに定期的に記録・計画の評価を実施するこ

※ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合一旦1日あたりの利用料金(上記の表の10割)を頂き、サービス提供証明書を発行します。サービス提供証明書を後日市町村の窓口へ提出しますと、差額の払戻しを受けることができます。

※ 理髪料金 2,000円 その他、請求事由になりうる実費が発生する場合には、確認連絡いたします。

西嶺の郷 デイサービスセンター